

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道高等学校生徒修学等支援基金条例の一部を改正する条例（学事課）	1
○北海道グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例（環境推進課）	1
○北海道子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改 正する条例.....（健康安全局）	1
○北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高齢者保健福祉課）	1
○北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（障がい者保健福祉課）	2
○北海道妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（子ども未来推進局）	2
○北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例（林業木材課）	2
○北海道森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（林業木材課）	2

条 例

北海道高等学校生徒修学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第1号

北海道高等学校生徒修学等支援基金条例の一部を改正する条例
北海道高等学校生徒修学等支援基金条例（平成21年北海道条例第84号）の一部

を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第2号

北海道グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例
北海道グリーンニューディール基金条例（平成21年北海道条例第85号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第3号

北海道子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例
北海道子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例（平成23年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年6月30日」を「平成25年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成24年 3 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 4 号

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条第20項」を「第 8 条第21項」に改める。

附則第 2 項中「平成24年 3 月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 5 号

北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年北海道条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 6 号

北海道妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

北海道妊婦健康診査支援基金条例（平成21年北海道条例第 4 号）の一部を次の

ように改正する。

附則第 2 項中「平成24年 9 月30日」を「平成25年 9 月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 7 号

北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

北海道森林整備地域活動支援基金条例（平成14年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成24年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 8 号

北海道森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

北海道森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成24年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。